

第 4 章 給水装置工事申込み

給水装置を新設、改造または撤去しようとする者は、あらかじめ管理者に申し込み、設計審査を受けた後に、施行承認を受けなければならない、これについて利害関係人がある場合は、申込者は、その者の承諾を受けなければならない。【条例第 7 条・第 9 条第 2 項】

4.1 給水装置工事申込書の作成

給水装置工事申込書（以下「申込書」という。）は、規定の用紙・書式に黒色インクを使用し、印鑑は鮮明に押印し長期間経過してもこれらが不明瞭になることのないようにすること。

規定用紙は給水装置課で配布するが、各々にて用意する場合は「A3、白色、上質・中性紙、70kg」を選定し事前に給水装置課に使用の可否を確認することとし、規定の申込書の書式（水道局 HP より入手）を黒色インクにて印刷すること。

なお、複数の建物の内部工事申込みをする場合は、原則として各々申込書を作成すること。

<解説> 申込書記入要領（記入例《12.1 (1) ②》も参考にすること。）

次に説明のない項目欄については、水道局が記入もしくは記入の必要がないものであるため、記入しないこと。また、申込者や主任技術者等の印鑑は申込書や委任状、その他必要書類すべてに同一の印鑑を押印のこと。

① 名称欄

申込み内容が一読してどのようなものであるかを明らかにするため、「一戸建住宅、共同住宅、店舗、店舗付住宅、学校、幼稚園、倉庫、散水用、臨時工事用」等の名称を記入すること。

また、分譲地などで、給水管の引込みのみの場合は「給水管」、そこにメーター装置ならびに給水栓等を設置して工事に使用する場合は「給水管及び散水用」と記入すること。

② 工事場所欄

ア 住居表示

工事場所は正確でなければならないので、よく確認して記入すること。（申請時に住居表示が変更された、または、されようとする区域については特に注意すること。）

なお、区画番号（〇号地など）がある場合は住居表示の後ろに括弧書きで記入すること。

イ 地番

建築確認済証の建築場所等に記載された場所を記入のこと。

ただし、給水管の布設替えのみの場合や散水用、建築確認申請の不要な建物等の場合は、記入不要。

③ 申込者欄

ア 住所

申込書提出時点で居住または事務所等が所在している住居表示を記入のこと。

なお、所在地が兵庫県外の場合は原則、都道府県名から記入すること。

イ 氏名

必ずふりがな（ひらがな）を記入すること。また、法人及び組合等（以下「法人」という。）にあつては法人名と役職、代表者氏名を記入すること。（ゴム印を使用する場合、欄外に出ないようにすること。）

4 給水装置工事申込み

なお、法人については、必ず代表者印を押印のこと。

④ 指定給水装置工事事業者欄

ア 住所

登録されている給水装置工事を行う事業所の所在地（住居表示）を記入のこと。

イ 指定番号

新規登録時に交付された指定番号を記入のこと。（登録内容の変更等で枝番号が発番された場合にも枝番の記入は不要。）

ウ 氏名（名称）

登録されている給水装置工事を行う事業所の名称を記入のこと。

エ 代表者氏名

登録されている代表者（本社と給水装置工事を行う事業所が異なる場合にも、本社の代表者）の役職と氏名を記入し、水道局に申請している代表者印を押印のこと。

⑤ 給水装置工事を行う事業所欄

前記④指定給水装置工事事業者欄に記入の住所と名称を再記入のこと。（「同上」でも可。）

⑥ 給水装置工事主任技術者欄

登録されている主任技術者の氏名と、給水装置工事主任技術者免状に記載の交付番号を記入し、押印のこと。

（※主任技術者資格を取得していても、本市水道局に登録されていない場合は申し込みができないので注意すること。）

⑦ 支管分岐承諾書欄

他人所有の既設給水管から分岐しようとする場合は、支管所有者の住所（住居表示）・氏名を記入し、承諾印を得ること。（支管所有者が複数名の場合は、別紙での提出も可。）

⑧ 土地使用承諾書欄

給水管を埋設しようとする土地が、他人所有である場合は、敷地・通過地のそれぞれの所有者の承諾印を得ること。

なお、申込者と土地所有者が同じ場合は、前記③申込者欄に記入の住所と氏名を再記入し、押印のこと。（土地所有者が複数名の場合は、別紙での提出も可。）

⑨ 建築確認欄

新築及び増築の場合は、建築確認済証の確認番号及び年月日を記入すること。

ただし、給水管の布設替えのみの場合や臨時工事用、散水用、建築確認申請の不要な建物等の場合は、記入しなくてよい。

⑩ 委任状

前記⑤指定給水装置工事事業者欄、②工事場所ならびに③申込者欄に記入の項目と同じ内容を記入し押印、申込者が指定業者に委任した日付を記入のこと。

4.2 給水装置工事設計書の作成

給水装置工事設計書（以下「設計書」という。）は、規定の用紙・書式に一定の縮尺・記号・文字と線で、道路や給水する建物及び配水管・給水管並びに材料等を平面図（必要に応じて構造物の一部や断面図等の提出を求める）に、工事場所が明確に判るような地図を見取図に、分岐からメーター二

次側直近までの用具を材料表に表示する。

なお、設計書は技術的な維持管理の基本的資料であり、工事施行時の指導書であるから、明瞭かつ正確で一見して全体が判るものでなければならない。また、長期間経過しても表示内容が不明瞭にならないようにすること。

(1) 規定用紙・書式

規定用紙は申込書と同等のものとし、規定の設計書の書式（水道局HPより入手）を黒色インクにて印刷すること。

なお、規定用紙・書式内に収まらない場合は、収まらない箇所を別の書式に作図してもよいが、その場合には、次の用紙に限定する。

- ① A2（420mm×594mm） 枠取り 10mm
- ② A1（594mm×841mm） 枠取り 10mm

(2) 記入項目

次に説明のない項目欄については、水道局が記入もしくは記入の必要がないものであるので、記入しないこと。（《12.1（1）④・⑤》の作成例も参考にすること。）

① 平面図

平面図には、以下の項目を表記すること。

ア 平面図

a 建物等

申請敷地範囲、建物形態、間取り（給水用具のないフロアについても平面図は表記のこと。）等

b 道路等

道路幅員、公道（国道・県道・市道）及び私道の区別、歩車道の区別、水路及び側溝、その他構造物等

c 配水管・給水管等

申請地に面する道路に布設されている配水管、申請地までの既設給水装置、新設給水装置、申請地内を通過している他の既設給水管等

d その他

- ・ 周辺の給水装置番号
- ・ 道路占用許可番号及び許可年月日（国道・県道の場合）※せん孔工事立会い用図面に追記
- ・ 水路占用許可番号及び許可年月日 ※せん孔工事立会い用図面に追記
- ・ 給水管や散水用ならびに臨時工事用等の申込みで、内部工事の申込みを別途する場合は予定建物等の概要（用途、階数等）を記載すること。
- ・ 臨時工事用の申込みの場合、欄の下方に次の例のような誓約文を記入すること。

臨時工事用は（指定業者名）において必ず撤去します。

- ・ せん孔工事の伴う申込みの場合は、完成検査合格後、道路幅員及び分岐点から道路境界ならびに敷地境界までの距離（給水装置課 検査員が計測）を追記すること。

イ 断面図

以下の場合、断面図を表記すること。

- a 3階建以上の建物もしくは給水高さ（配水管の布設されている道路面から当該建物等の最上位置に設置された給水栓までの距離をいう。）が6m以上の場合。
- b 水路越しで給水管を配管する場合。
- c その他、平面図で表しがたい構造物や、高低差を表す必要がある場合。

ウ 詳細図

a 受水槽式の場合は、受水槽の設置位置や構造及び材質等が一見して判るように、平面図、立面図等にて表すこと。また、有効水量の算定式等を記入すること。

※受水槽式給水に係る詳細は、《第6章》を参照のこと

b パイプシャフト（以下「PS」という。）内にメーター装置を設置する場合は、PS内の詳細図（メーター装置及びその他設備の配置状況ならびに配管状況等）を記載すること。 ※PS内へのメーター装置の設置に係る詳細は、《10.7(2)》を参照のこと

c その他、平面図や断面図等で表示しがたい部分や、読み取りにくい部分がある場合は、抜き出して拡大表記すること。

② 住宅地図（左面下部）

給水装置課に常設している住宅地図で、申請地の図番（南・北、ページ）及びメッシュ番号（A～J、1～5）を確認し記載のこと。

③ 工事場所・申請者・主任技術者（右面上部）

工事申込書に記載した工事場所（住居表示）・申請者名・主任技術者名を記載し、主任技術者印を押印すること。

④ 見取図

縮尺は1/1500、1/2000、1/2500を標準とし、申請地を**赤色**で囲み斜線を入れて表示すること。

⑤ 材料表

今回新設する給水装置のうち、分岐（サドル付分水栓、不断水式割T字管、HIビニルチーズ管、二受T字管等）からメーター二次側（ガイドナット、逆止弁、VC短管等）までの間の用具及び、分岐点撤去に使用する用具（サドル分水キャップ、フランジ蓋、HIビニルキャップ等）それぞれの品名・規格・数量を**赤色**で記載すること。（分岐以外の管材料は記載しなくてよい。）

(3) 縮尺・略称と記号・線種・単位・方位

① 縮尺

大きすぎたり、小さすぎたりすることのないよう、次に示す縮尺及びこれらに10の整数乗を乗じて得られる縮尺を標準として製図すること。

・ 1/20 ・ 1/25 ・ 1/30 ・ 1/40 ・ 1/50 ・ 1/60 ・ 1/100 ・ 1/150

② 略称と記号

設計書に表示する名称と記号は、次の略称と記号を使用することとし、当該工事で新設する給水管及び給水設備等は**赤色**、既設給水管及びその他の線は**黒色**にて表記すること。

ただし、受水槽以下設備については**青色**、消火水槽以下設備は**緑色**にて表記し、その他の管を表記する必要がある場合は、上記に掲げた色と容易に識別可能な色（例：紫色や茶色）を選定し表記すること。

ア 管 種

表-4.1

管 種	略称	管 種	略称
ダクタイル鋳鉄管	DIP	ポリブテン管	PBP
鋳鉄管	CIP	架橋ポリエチレン管	XPEP
ステンレス鋼管	SSP	鉛管	LP
耐衝撃性硬質塩化ビニル管	HIVP / HI	石綿セメント管	ACP
硬質塩化ビニル管	VP	鋼管	GP
硬質塩化ビニルライニング鋼管	VLP	銅管	CuP
ポリエチレン管	PEP	セルロイド管	CeP
ポリエチレン二層管	PP		

※ 配管記号は「尼崎市水道局工事共通仕様書(第2編の付3の表-3、表-4)」を参照のこと

イ メーター及び弁栓類、その他の表示記号

表-4.2.1

表示内容	記号	表示内容	記号
メーター	⊕	仕切弁	---X---
止水栓	---H---	ソフトシール仕切弁	---X---
逆止弁	---N---	不断水仕切弁	---X---
管口径変更	---▶---	不断水割T字管	---T---
管種変更	---/---	不断水割T字管(免震)	---T---
管の立上り、立下り	---△---	空気抜弁、吸排気弁	Ⓐ
管の交差	---∩---	増圧装置・逆流防止器	Ⓟ・Ⓝ
ビニルキャップ止め	---□---	受水槽 ※	Ⓜ
ボール止水栓止め	---H---	給水栓等の器具	表-4.2.2参照

※ 受水槽は別途、平面詳細図や断面図の提出が必要となる

表-4.2.2

給水栓等	略称	記号	給水栓等	略称	記号
給水栓(シャワー栓を含む)	給	○	給湯器、電気温水器等、湯沸器	器具名	Ⓡ
ボールタップ	ボ	○	浄水器	浄	Ⓡ
タンクレストイレ	TL	○	ミストサウナ	ミスト	Ⓡ
小便器洗浄弁	小	○	水栓柱	柱	○
大便器洗浄弁	大FV	○	散水栓	散	○
汚物流洗浄弁	汚FV	○	私設消火栓	消	●
湯水混合水栓	混	○			

※ その他の器具等を設置する場合の表記方法は、給水装置課にて確認のこと

ウ 線 種

設計書に表示する水道管や境界線等の区別は、次の通りとする。

表-4.3

項 目	区 別	項 目	区 別
配 水 管	-----	撤 去	-X-X-X-X-X-X- ※2
新設給水管	—————※1	土地境界線	-----
既設給水管	-----	受水槽以下	青色で表示
無届給水管	-----※1	消火水槽以下	緑色で表示

※1 赤色で表示 ※2 ×印のみ赤色で表示

③ 単 位

管口径のみ「ミリメートル (mm)」で、その他はすべて「メートル (m)」で表すこと。

④ 方 位

平面図は、用紙の上もしくは左方向を、見取図は用紙の上方向を真北とし、方位記号を表示すること。

4.3 給水装置工事申込み手続き

給水装置工事の申込み、相談等については原則、午後 3 時まで済ませること。(これ以降は、設計審査に時間を要するため。)

設計審査(給水装置工事施行承認書及び市納金の納付書の交付まで)には、工事申込書提出後 10 日～2 週間程度の期間を要するため、早めに提出すること。

市納金(給水装置工事費(特別の費用)、分担金、手数料及び追徴金)の納入期限を厳守すること。また、還付金が発生した場合には期限内に手続きを完了すること。

(1) 工事申込み時に必要な図書

工事の規模や内容等により必要な図書が変わるので、事前に給水装置課に確認のこと。また、設計審査を進める中で、その他の図書の提出が必要となる場合もあるので、その旨を申込者に十分説明の上、追加の図書を求められた場合には速やかに提出すること。

表-4.4

図 書 名	部数	入 手 元	備 考
給水装置工事申込書	1	給水装置課・水道局HP	規定用紙(A3) ※1
給水装置工事設計書	1	給水装置課・水道局HP	規定用紙(A3) ※1, 2
設計協議関係書 ※3	1	設計協議申込者	設計協議が必要であった場合
水道メーター引渡書	1	給水装置課(申込時に配布)	メーター出庫がある場合
給水装置所有者変動届 《12.1 (1) ⑦》	1	給水装置課・水道局HP	既設の分担金を使用又は、撤去する場合で、申込者と、給水装置台帳に記載の所有者に相違がある場合 ※4

表-4.4 (続き)

建築確認済証の鑑(写し)	1	申込者	建物の新築又は、増築等で建築確認申請が必要な場合
道路等掘削・占用許可申請書	1	各管理者 ※5	公道や河川等の、掘削や占用を伴う場合
その他	—	給水装置課に確認のこと	管理者が必要と認める場合

※1 HPからダウンロードする場合、給水装置課が配布する規定用紙(白紙)か、各々にて用意する場合は、「白色、上質・中性紙、70kg」のものを選定し、事前に給水装置課に使用の許可を得たものを使用し、様式は黒色インクにて印刷のこと。

※2 工事申込み時点では、規定用紙を使用する必要は無い(様式は規定のものを使用のこと)が、検査申込前に完成図として提出する部数の内1部は、原図として規定用紙を使用のこと。

※3 設計協議に係る図書については、《5.2》及び《5.3》を参照のこと。

※4 親子間、代表者名の変更の場合にも提出のこと。

※5 申請先等については、後記(3)を参照のこと。

(水道局HP:給水装置工事の申込みについて)

(2) 施行承認

設計審査が完了すると、給水装置工事施行承認書及び市納金(工事費(特別の費用)、分担金、手数料)(以下「市納金」という。)の納付書が交付される。

給水装置工事完成後の管理者(給水装置課)による検査等に当たっては、施行承認書が交付され、市納金を全額納入しなければ申込みができない。

なお、施行承認書は、主任技術者が現場にて常に携帯するもしくは、現場に掲示するなどして、提示を求められたときに速やかに応じることができるようにすること。

(3) 道路等掘削・占用許可申請区分

道路掘削及び道路占用に係る申請先は次に掲げる通りである。

表-4.5

区分	申請者	申請先
国道 (2号)	管理者	国土交通省 近畿地方整備局 兵庫国道事務所 神戸維持出張所 (Tel. 078-411-5132、神戸市東灘区本山南町4-1-18)
国道 (43号・171号)	管理者	国土交通省 近畿地方整備局 兵庫国道事務所 西宮維持出張所 (Tel. 0798-35-6470、西宮市甲子園春風町5-29)
県道	申込者	兵庫県 阪神南県民センター 西宮土木事務所 管理第1課 (Tel. 0798-39-6107、6108、西宮市樫塚町2-28)
市道	申込者	尼崎市 都市整備局 土木部 道路課 (Tel. 06-6489-6480、尼崎市東七松町1-23-1)
河川 (猪名川・藻川を除く)	申込者	兵庫県 阪神南県民センター 西宮土木事務所 管理第2課 (Tel. 0798-39-6121・6131、西宮市樫塚町2-28)
河川 (猪名川・藻川)	申込者	国土交通省 近畿地方整備局 猪名川河川事務所 占用調整課 (Tel. 072-751-1983、大阪府池田市上池田2-2-39) 園田出張所 (Tel. 06-6493-1281、尼崎市東園田町1-345)
水路	申込者	尼崎市 都市整備局 土木部 河港課 (Tel. 06-6489-64980、尼崎市東七松町1-23-1)
港湾施設	申込者	兵庫県 阪神南県民センター 尼崎港管理事務所 (Tel. 06-6412-1361、尼崎市道意町7-21)

4.4 工事費（特別の費用）

給水装置工事に際して、特別の費用を必要とするときは、その費用を加算する。

【給水条例第 11 条第 2 項】

給水装置の工事を申し込む者は、設計によって算出した給水装置工事の工事費の概算額を、管理者がその概算額を通知した日から 1 月以内に前納しなければならない。

なお、工事費の概算額は工事完成後に清算し、過不足があるときはこれを還付しまたは追徴する。ただし、その額が 100 円に満たないときはこれを還付または徴収しない。

【給水条例第 12 条第 2 項】【給水規程第 8・9 条】

<解説> 特別の費用の内容は次の通りである。

なお、この費用は年度ごとに算出されるものであるため、この基準には金額を掲載しない。（給水装置課前の掲示板上にて確認のこと。）

① せん孔工事立会費（立会い回数分）

水道局職員が、配水管せん孔工事の立会事務処理を行い、また、現場に立会い、施工の適正さ（設置位置、口径、スリーブ装着）及び残留塩素等により配水管の確認を行う費用。

② 立会費

ア 水道局職員が、配水管からの分岐（せん孔工事を除く）及び撤去（断水工事を除く）工事に立会う費用。（立会い回数分）

イ 水道局職員が、公道で給水管からの分岐及び撤去工事に立会う費用。

ウ 水道局職員が、仕切弁操作を伴う工事に立会う費用。（立会い回数分）

※同一給水装置工事申込みにて、せん孔工事と撤去工事（断水工事を除く）が伴う場合は、前記①のせん孔工事立会費のみ徴収する。

③ 排水作業費

配水管を断水して給水装置工事を施行する場合に、水道局職員が工事に立会い仕切弁操作及び配水管洗浄のため消火栓等から濁水の排水作業を行う費用。

④ 広報作業費

配水管の断水を伴う工事に係る広報作業費であり、消防局への断水通知及び断水ビラの作成・配布に要する費用。

⑤ 排水費

配水管の断水に伴い、消火栓等から濁水を排水する場合に水量損失を回収する費用。

4.5 分担金

給水装置の新設または改造（増径等）の工事を申し込む者は、工事について承認を受けた後 1 月以内に分担金を納入しなければならない。

メーターの口径を増径する改造の場合の分担金の額は、改造後のメーターの口径に応じた分担金の額から改造前のメーターの口径に応じた分担金の額を控除した後の額とする。

なお、専用給水設備に係る分担金の額は、各戸が専用する給水管の口径と同口径のメーター（専ら住居の用に水道を使用する場合にあっては、口径 20mm 以下とする。）がそれぞれ各戸に設置されたものとみなす。

既納の分担金は、還付しない。

【給水条例第 39 条の 2】【給水規程第 33 条第 2 項】

＜解説＞ 分担金の額は次の通りである。

この額はすべて一給水装置につき必要な額である。ただし、参考メーター及び臨時工事用には分担金は発生しない。

表-4.6

メーター口径	金額	消費税 (8%)	合計
20mm 以下	124,000円	9,920円	133,920円
25mm	311,000円	24,880円	335,880円
40mm	968,000円	77,440円	1,045,440円
50mm	1,666,000円	133,280円	1,799,280円
75mm	4,497,000円	359,760円	4,856,760円
100mm	9,163,000円	733,040円	9,896,040円
150mm	25,313,000円	2,025,040円	27,338,040円
200mm 以上	管理者が別に定める額		

(申請地内に既設メーターがある場合の計算例) ※すべて税抜き金額にて計算

- ① 既設φ13mm×1個を撤去し、新設φ20mm×1個を設置する場合
 $(\phi 20\text{mm} [124,000 \text{円}] \times 1 - \phi 13\text{mm} [124,000 \text{円}] \times 1) = 0 \text{円}$
 〈φ20mm 以下は同額のため、相殺されて差額は0円となる。〉
- ② 既設φ20mm×4個を撤去し、新設φ40mm×1個を設置する場合
 $(\phi 40\text{mm} [968,000 \text{円}] \times 1 - \phi 20\text{mm} [124,000 \text{円}] \times 4) = 472,000 \text{円}$
 〈相殺して発生する差額472,000円を納入する必要がある。〉
- ③ 既設φ25mm×1個を撤去し、新設φ20mm×1個を設置する場合
 $(\phi 20\text{mm} [124,000 \text{円}] \times 1 - \phi 25\text{mm} [311,000 \text{円}] \times 1) = \Delta 187,000 \text{円}$
 〈相殺すると△180,700円の差額がでるが、還付はしない。〉

※ 各戸徴収制度や33条特例が適用されている場合などは、通常とは異なる算定を行うので、その都度、給水装置課に確認のこと。また、次に掲げる各号に該当する場合にも分担金を徴収する。

ア 寮や居室を有する福祉施設等で、各居室にて独立して生活できると判断される場合（主に、キッチン・風呂・トイレの有無を判断基準とする。）には、メーター設置の有無に関わらず各居室を専用給水設備と認め、口径20mm以下×居室数分の分担金を徴収する。

イ 局貸与メーターの二次側に私設メーターを設置する場合は、その用途により専用給水設備と認められる場合は、当該メーター口径分の分担金を徴収する。

なお、原則として使用者間での水道水の売買は認めず、支払者が異なる場合は各々水道局と給水契約を結ぶこと。

ウ その他、専用給水設備と認められる設備がある場合は、当該設備が専用する給水管の口径と同

口径分の分担金を徴収する。

4.6 手数料

給水装置の新設または改造の工事を申し込む者は、手数料を納入しなければならない。

既納の手数料は、還付しない。

【給水条例第 40 条】

手数料は、管理者がその納付書を交付した日から 11 日以内に納入すること。

<解説> 手数料の額は次の通りである。

この額はすべて一給水装置につき必要な額である。ただし、参考メーターには手数料は発生しない。

なお、手数料は非課税である。

表-4.7

工事の種別	① 設計審査手数料		② 工事検査手数料	
	メーター口径	手数料	メーター口径	手数料
新 設	25mm 以下	720円	25mm 以下	2,340円
	40mm 以上 75mm 以下	6,680円	40mm 以上 75mm 以下	6,730円
	100mm 以上	11,280円	100mm 以上	15,720円
改 造	25mm 以下	360円	25mm 以下	1,170円
	40mm 以上 75mm 以下	3,340円	40mm 以上 75mm 以下	3,360円
	100mm 以上	5,640円	100mm 以上	7,860円

(申請地内に既設メーターがある場合の計算例)

- ① 既設φ13mm×2個を撤去し、新設φ20mm×1個を設置する場合

$$[\text{改造}\phi 20\text{mm}\times 1] (360\text{円} + 1,170\text{円}) \times 1 = 1,530\text{円}$$

〈既設メーターの個数分までは「改造」とする。〉

- ② 既設φ13mm×1個を撤去、既設φ20mm×1個を使用し、新設φ20mm×2個を設置する場合

$$[\text{新設}\phi 20\text{mm}\times 1] (720\text{円} + 2,340\text{円}) \times 1 = 3,060\text{円}$$

$$[\text{改造}\phi 20\text{mm}\times 2] (360\text{円} + 1,170\text{円}) \times 2 = 3,060\text{円} \quad \text{計 } 6,120\text{円}$$

〈既設使用分は「改造」、既設メーターの個数を超える分は「新設」とする。〉

- ③ 既設φ13mm×1個を撤去、既設φ20mm×1個を使用し、新設φ25mm×1個・φ40mm×1個を設置する場合

$$[\text{新設}\phi 25\text{mm}\times 1] (720\text{円} + 2,340\text{円}) \times 1 = 3,060\text{円}$$

$$[\text{改造}\phi 40\text{mm}\times 1] (3,340\text{円} + 3,360\text{円}) \times 1 = 6,700\text{円}$$

$$[\text{改造}\phi 20\text{mm}\times 1] (360\text{円} + 1,170\text{円}) \times 1 = 1,530\text{円} \quad \text{計 } 11,290\text{円}$$

〈複数の口径を新たに設置する場合、口径の大きいものから「改造」とする。〉

※ 各戸徴収制度や 33 条特例が適用されている場合または、既設給水設備の改造などの場合は、

通常とは異なる算定を行うので、その都度、給水装置課に確認のこと。

4.7 臨時工事用

工事用などの一時的な水道使用において、将来、当該地で水道を使用する予定がない場合は臨時工事用の工事申込みを行い、口径及び使用予定期間に応じた水道料金（概算額）を前納することで分担金を納入せずにメーターを出庫して水道を使用することができる。ただし、使用終了後は申込者と指定業者の連帯責任にて必ず撤去しなければならない。

なお、前納した概算額は、水道の使用を中止し撤去の工事申込みを行い、完成検査に合格した後に精算する。 【給水条例第 37 条】

<解説> 工事用以外の建物等を建築し長期的に使用する場合は、原則として臨時工事用は認めず、専用給水装置として分担金を納入して使用しなければならない。また、臨時工事用の従量料金は専用給水装置の場合よりも割高であることに加え、使用予定期間が長期に渡る場合にも使用途中での精算はできないので留意すること。

① 臨時工事用の工事申込みに必要な図書

臨時工事用の工事申込みをする場合は、通常の工事申込みに必要な図書とは別途、次に掲げる図書を提出しなければならない。

表-4.8

図 書 名	部数	入 手 元	備 考
臨時工事誓約書	1	給水装置課・水道局HP	《12.1 (1) ⑩》
委任状	1	給水装置課・水道局HP	《12.1 (2) ⑪》

② 臨時工事用の工事申込みに係る給水装置工事設計書への記入

給水装置工事設計書の平面図記載欄の下方に次の例のような誓約文を記入すること。

臨時工事用は（指定業者名）において必ず撤去します。

③ 臨時工事用の使用期間を延長したい場合

工事期間延長などの理由により臨時工事用の使用期間を延長したい場合は、「臨時工事使用期間延長申請書」（入手元：給水装置課・水道局HP）《12.1 (1) ⑫》を給水装置課に提出し、処理完了後に料金課にて延長期間分の水道料金（概算額）を前納しなければならない。

④ 臨時工事用の撤去

臨時工事用としての使用が終了した場合は速やかに撤去工事申込みを行い、設計審査を受け施工承認を得なければならない。

臨時工事用に関する問合せ窓口

申込み・工事に関すること・・・給水装置課 : 06-6489-7430

概算額・納金に関すること・・・料 金 課 : 06-6489-7410

4.8 給水装置工事の取消し

給水装置工事の申込者がその申込みを取り消そうとするときは、直ちに「給水装置工事取消願」《12.1 (1) ⑬》を提出しなければならない。 【給水規程第5条】

＜解説＞ 給水装置工事の取消しをしたときに、工事費、分担金、手数料が納入済みの場合は、後日、納入額を全額または減額して還付する。

なお、施工済みの給水装置がある場合はすべて撤去すること。ただし、配水管からの分岐工事が完了している場合は、申込み内容すべてを取消すことはできない。（※設計変更を行うことで、申込み内容の一部を取消すことは可能な場合がある。）